

**令和6年度業務改善活動支援業務委託
業者選定基準**

1 審査方法

- (1) 提出された企画提案書及びプレゼンテーションに対して審査する。
 (2) 各審査委員及び事務局は、次に定める審査項目について採点する。

審査項目	評価者	評価方法
1 基本項目	事務局	提案書
2 企画提案内容	各審査委員	提案書及びプレゼンテーション
3 価格評価	事務局	計算式により評価点を算出

- (3) 業者の選定に当たっては、2「審査項目及び審査基準」により採点した合計点が最も高いものを選定する。合計点と同数の場合は、審査項目「企画提案内容」審査基準「実施内容」の審査の視点のうち、「提供ツールは、サンプルリリース後も県職員が実業務へのデジタルツール活用に継続して取り組むための工夫がされているか。」の得点が高いものを選定する。当該得点も同数の場合は、委員長の決するところにより選定する。
 (4) 業務委託に際しては、原則として企画提案された内容を実施するが、業務の遂行に必要な具体的条件等の詳細については、企画提案書の内容をもとに静岡県と候補者が協議して決定するものとする。

2 審査項目及び審査基準

審査項目	審査基準	審査の視点	配点
1 基本項目 (15点)	趣旨	本業務の目的及び内容を理解し、仕様書の要件を満たしているか。	4点
	実施体制	知識・ノウハウを十分に有するスタッフを確保した組織体制を備え、本業務の円滑かつ柔軟な業務運営が行われることが見込まれるか。	4点
	スケジュール	業務スケジュールは業務改善活動の年間計画が考慮された内容になっているか。	2点
	実績	過去の実績から受託者として適当であるか。	3点
	社会的取組等	静岡県公契約条例の基本理念等(※)に則して、「えるぼし認定」、「くるみん認定」及び「健康経営優良法人認定制度」等の認定を取得しているか。	2点
2 企画提案 内容 (30点)	企画力	本業務の趣旨を踏まえた的確な企画となっているか。	6点
		研修について、BPR手法を習得し業務プロセス改善スキルのリスキリングが見込まれる構成になっているか。	4点

			生産性向上体験について、職員自身が成功体験をし、改善の継続実施が可能な工夫・提案がされているか。	6点
		実施内容	県職員の疑問・課題感をくみ取り、県の実情に即したアドバイスや提案が可能な人材が確保されているか。	3点
			県職員が実業務へのデジタルツール活用に取り組む際の心理的ハードル低減を意識した内容になっているか。	4点
			提供ツールは、サンプルリリース後も県職員が実業務へのデジタルツール活用継続して取り組むための工夫がされているか。	7点
3	価格評価 (5点)		評価点 = 5点 × (1 - 見積額 ÷ 提案上限額) ※評価点に小数点以下の端数が生じた場合は、 小数点以下第2位を四捨五入する。	5点
計				50点

※事業者等を守り育てる静岡県公契約条例（令和3年3月26日静岡県条例第25号）第3条（基本理念）及び第6条（取組方針）等を参照のこと。

<参考URL>

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/suito/1030352.html>

【配点】 ※審査員は5段階で判定し、乗率を掛けて配点に合わせる。

評価点	採点基準
5	特に優れている（委託の趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる）
4	優れている（委託の趣旨以上の効果が期待できる）
3	普通（委託の趣旨に合致している）
2	劣る（委託の趣旨を一部満たしていない）
1	著しく劣る（委託の趣旨を満たしておらず、効果が期待できない）